

太田市在宅高齢者出張理容サービス事業実施要綱

太田市在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業実施要綱(平成18年4月1日太田市制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者に対し、理容のサービスを行うことにより、衛生的で快適な生活の維持向上を図るものとする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は太田市とする。ただし、市長は適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人太田市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に委託してこの事業を実施する。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者(以下「利用者」という。)は、本市に在住する在宅で65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定(以下「介護認定」という。)の判定に基づき、要介護4又は要介護5と判定された者とする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、社協にボランティアとして登録している理美容師が利用者の居宅へ訪問して散髪のみを行うものとする。

2 実施回数は、3ヶ月に1回で年間4回を限度とする。

3 利用者の1回当たりの負担額は、利用者本人の所得により住民税非課税の場合は無料。住民税課税の場合は1,000円とする。

(利用の期間)

第5条 この事業を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は、介護認定の有効期間までとする。

(利用の申請)

第6条 この事業を利用希望する者は(以下「申請者」という。)太田市在宅高齢者出張理容サービス利用申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前条の利用期間終了後、引き続きサービス利用を希望する場合は、第1項の規定により、再度申請しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受領したときは、利用者の要介護度の状況及び本人の同意をもとに課税調査を行い利用の可否を決定する。

2 市長は、利用を決定したときは、「太田市在宅高齢者出張理容サービス利用決定通知書」(様式第2号)を非該当と決定したときは、「太田市在宅高齢者出張理容サービス理容非該当通知書」(様式第3号)をそれぞれ申請者に通知するものとする。

(実施依頼)

第8条 市長は、利用決定したときは「太田市在宅高齢者出張理容サービス利用実施依頼書」(様式第4号)により社協に事業実施を依頼する。

(実績報告)

第9条 社協は、毎月の当該事業実施後に、太田市在宅高齢者出張理容サービス実績報告書(様式第5号)を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(利用の廃止)

第10条 市長は、利用者が次の各号に該当するときは、サービス利用の廃止をすることができるものとする。

- (1) 病院等への入院、施設入所(長期間のショートステイ利用者も含む)及び死亡又は転出したとき。
- (2) 介護認定において、要介護4以下の認定を受けたとき又は要介護認定の有効期間を経過しても再申請されていない場合。
- (3) 虚偽の申請、その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

2 市長は、サービス利用の廃止を決定したときは、申請者及び社協に太田市在宅高齢者出張理容サービス利用廃止通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日の前日までに、太田市在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業実施要綱(平成18年4月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。